

目 次

第1章 現代社会における児童家庭福祉の意義と歴史的変遷..... 4

《第1節 児童等の定義》	4
《第2節 児童家庭福祉の理念と概念》	5
《第3節 わが国の児童家庭福祉の歴史的変遷》	8
《第4節 国際社会における児童家庭福祉の歴史的変遷》	11
《第5節 現代社会と児童家庭福祉》	13

第2章 児童家庭福祉の制度と実施体系..... 16

《第1節 児童家庭福祉の制度と法体系》	16
《第2節 児童家庭福祉行財政と実施機関》	17
《第3節 児童福祉施設等》	21
《第4節 児童家庭福祉の専門職・実施者》	24

第3章 児童家庭福祉の現状と課題..... 26

《第1節 少子化への対応》	26
《第2節 母子保健と児童の健全育成》	30
《第3節 保育の場》	33
《第4節 子ども・子育て支援新制度》	35
《第5節 児童虐待防止・ドメスティックバイオレンス》	42
《第6節 社会的養護》	45
《第7節 障害のある児童への対応》	50
《第8節 少年非行等への対応》	53
《第9節 諸外国の動向》	54

第4章 児童家庭福祉における連携と相談援助55

《第1節 関係機関との連携とネットワーク》	55
《第2節 児童家庭福祉援助活動》	56

※ 「(ダイジェスト版p00)」という表記は、その内容が「児童家庭福祉に関する各種資料ダイジェスト版」の何ページに掲載されているかを示しています。

※ 各四角の枠内の同じ記号(A、B、C・・・)の()には、同じ語句が入ります。

※ 「認定こども園法」とは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」のことをいうものとします。

※ 「設備運営基準」とは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」のことをいうものとします。

※ 「設備運営基準」における「保育士」は、国家戦略特別区域限定保育士事業実施区域内にある施設にあつては、「保育士または当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士(いわゆる地域限定保育士)」と読み替えるものとします(設備運営基準21条6項等)。

* 弊社の許可なく、個人的なご利用以外の目的でこのPDF教材を印刷・複製することを禁止します。
また、ご自身でこのPDF教材を紙媒体に印刷し、弊社の許可なく頒布し、またはフリマアプリ・ネットオークション等に出品することは、弊社の知的財産権を著しく侵害する行為であり、これを固く禁止します。

8	<p>日本国憲法 第27条第3項 児童は、これを（ A ）してはならない。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9	<p>児童福祉法 第1条 全て児童は、（ A ）の精神にのっとり、適切に（ B ）されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその（ C ）が図られることその他の福祉を等しく保障される（ D ）を有する。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
10	<p>児童福祉法 第2条 ① 全て国民は、児童が良好な（ A ）において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その（ B ）が尊重され、その（ C ）が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。 ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて（ D ）を負う。 ③ （ E ）は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
11	<p>児童福祉法 第3条の2 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の（ A ）を支援しなければならない。ただし、児童及びその（ A ）の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と（ B ）の養育環境において（ C ）に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な（ D ）において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

21	2012（平成24）年に「（ A ）法」が制定され、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と、小規模保育、家庭的保育等への給付である「（ B ）」が創設された（2015（平成27）年4月1日施行）。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
22	2013（平成25）年に「国際的な子の（ A ）の民事上の側面に関する条約（（ B ）条約）」の締結が国会で承認され、2014（平成26）年4月1日に、わが国で発効した。これにより、日本から他の締約国への子の連れ去りに対し、国際的なルールに基づいた返還手続をとることができるようになった。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
23	2016（平成28）年の「児童福祉法」改正のポイント ① 国・地方公共団体の責務として、（ A ）と同様の環境における養育の推進等を明記 ② 情緒障害児短期治療施設を、（ B ）施設に名称変更 ③ （ C ）里親の法定化および研修の義務化 ④ 市区町村（ D ）の整備の努力義務化 ⑤ 児童相談所における（ E ）の配置またはこれに準ずる措置の義務化 ⑥ 政令で定める（ F ）における児童相談所の設置の制度化	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

≪第4節 国際社会における児童家庭福祉の歴史の変遷≫

1	欧米における政策としての福祉は、1601年にイギリスで成立した「（ A ）法」から始まったといわれる。「（ A ）法」では、救済の対象である貧民が、労働可能な者、不能な者、扶養義務者による扶養が保障されない（ B ）に分類されており、（ B ）が救済の対象として意識されていた。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	1762年に『エミール』を著した（ A ）は、「子どもの発見者」とよばれる。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3	幼稚園（Kindergarten）の創始者として知られる（ A ）は、1826年に『人間の教育』を著し、子どもの中に宿る神性を開発することこそ教育の本質であるとした。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>